第

1201

묵

READAS

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1998年) 平成10年 1 1 月 2 0 日 金曜 日

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町 3-1-10 Tel:06-209-7678 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## <sup>企</sup>個人事業当時の勤務期間と退職金の勤続年数

Q:当社は、昨年法人成りしました。使用人は個人事業当時のまま引き継ぐとともに、 退職給与規定を制定し、個人事業当時の勤務 期間を通算して退職金を支給することにして います。

この場合、退職所得の計算をする際の勤続 年数はどうなるのでしょうか。

▲ :一般の使用人と同様の立場で従事した期間については、個人事業当時の勤務期間を含めて勤続年数を計算できます。

## 【解説】

退職金の税金計算では、勤続年数が重要な 意味をもっています。勤続年数が長ければ、 それだけ非課税所得が多くなるからです。

ところで、退職所得控除額の計算の基礎と される勤続年数については、退職給与規定に、 他の者の下において勤務した期間又は前に支 払を受けた退職手当等の支払金額の計算の基 礎とされた期間(前に勤務した期間)を含め た期間により退職手当等を支給をする旨が明 らかに定められている場合には、前に勤務し た期間を通算して計算できることとされてい ます。

ただし、個人事業主自身の場合には、その 事業を営んでいる期間は、他の者の下におい て勤務していたとは認められませんし、また、 その事業主と生計を一にしていた親族である 従業員、すなわち事業専従者であった場合の 期間も、他の者の下において勤務していたと は認められませんので、勤続年数の通算の対 象からは除外されることになります。







